

新型コロナウイルス感染症に関連する人権への配慮について

新型コロナウイルス感染症が国内で広がりを見せている中、感染した方やそのご家族及び医療関係者等に対して、誤った情報や不確かな情報による差別、偏見、いじめ、SNSでの誹謗中傷等の人権侵害が発生しています。

チェック

- ①新型コロナウイルス感染症に関連した差別や偏見等は許されることではありません。
- ②このような差別や偏見等が広がることは、新型コロナウイルス感染症に対する人々の不安を煽り、感染拡大防止の妨げにもなりかねません。
- ③新型コロナウイルス感染症に関連して誤った情報や不確かな情報に惑わされて人権侵害につながることはないよう、正しい情報に基づいた冷静な判断のもと、一人一人がお互いを思いやる気持ちをもって行動しましょう。

○新型コロナウイルス感染症に関するご相談は、最寄りの保健所または県健康推進課までお問い合わせください。

	TEL	FAX
県庁健康推進課	073-441-2170 (専用ダイヤル)	073-431-1800
和歌山市保健所	073-488-5112	073-431-9980
海南保健所	073-482-0600	073-482-3786
岩出保健所	0736-61-0020	0736-61-0013
橋本保健所	0736-42-3210	0736-42-5468
湯浅保健所	0737-64-1291	0737-64-1290
御坊保健所	0738-22-3481	0738-23-3004
田辺保健所	0739-26-7933	0739-26-7916
新宮保健所	0735-21-9630	0735-21-9639
新宮保健所串本支所	0735-72-0525	0735-72-2739

- ・ 県庁健康推進課は24時間対応（土・日・祝含む）
- ・ その他各保健所は9:00～17:45（平日のみ）

内容についての問い合わせは
県人権施策推進課まで ☎073-441-2566

